

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第73期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株式会社 サトー商会

当社は、第73回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.satoh-web.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は経営理念に則った「サトー商会行動規範」を制定し、代表取締役社長はその実践を自らの重要な役割として認識し、関係先を始め社内組織への徹底と定着化を図る。
 - ロ. 代表取締役社長はコンプライアンスを推進する責任者として、コンプライアンス委員会を設置し委員長となり、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるほか、法令遵守上の重要な問題を審議し、委員長はその結果を随時取締役会に報告する。
 - ハ. 取締役、使用人が法令上疑義のある行為等について、直接報告することを可能とする内部通報制度（社内相談ポスト）を定め、会社は通報内容を秘守するため、通報者に対して不利益な扱いを行わない「内部通報者保護規程」を制定する。通報を受けた委員会は、内容を調査し、再発防止策を協議・決定して、全社的な再発防止策を実施する。
 - ニ. 違反行為等が発覚した場合、使用人の法令・規定等違反行為については委員会から賞罰委員会に処分を求める。また、取締役については取締役会または監査等委員会へ、委員長が具体的な処分を上申する。
 - ホ. 公共の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力や個人との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを基本方針とし、必要に応じて警察、顧問弁護士を始め、外部専門機関と情報共有、連携して対応する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 管理本部長を総括責任者としたリスク管理体制を構築し、法的規制等については各部門が対応し、全社的な「個人情報・特定個人情報保護規程」「債権管理規程」「安全衛生管理規程」「危機管理マニュアル」等を整備しリスク管理体制を確立する。
 - ロ. 有事のときは社長を本部長とする「対策本部」を設置し危機管理にあたる。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づく職務権限の分配、意思決定ルールの徹底検証を行う。
 - ロ. 毎月1回開催する定例取締役会において、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行を監督するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。
 - ハ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ「長期目標に基づく3ヶ年計画」を策定し、それを基に「年度経営方針及び年度予算」を立案して、全社的目標を設定する。各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は法令・社内規定に基づき適正に文書等の保存・管理を行う。
- また、情報の管理については、情報のセキュリティーや個人情報保護に関する基本方針、及び「個人情報・特定個人情報保護規程」により対応する。
- ⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
- 当社及びグループ会社においては、内部統制システムの基本方針「(1)業務運営の基本方針」に準じて業務遂行を行う。
- ⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、関係会社管理規程を定め、グループ会社の株主総会及び取締役会等の記録、その他の重要な事項について当社へ報告される体制となっている。また、月1回開催されるグループ会社の経営会議へ出席して、経営内容の定期的な報告と重要案件の事前協議を行う。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社が定める危機管理マニュアルは、グループ会社に適用されており、これに基づきグループ会社は状況に合わせた危機管理マニュアルの詳細を整備する。
 - ロ. 当社は、グループ会社の業務に係るリスク管理にあたる担当部門を設置して、内部統制評価規程によりリスクの評価を行い、リスク逡減のための改善・指導を行う。また、グループ会社のリスク情報について、迅速に報告されるよう窓口を一元化する。
- ⑧ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、グループ会社に適用される職務権限規程を定め、グループ会社における重要な業務執行については、当社の取締役会及び経営会議にて意思決定することにしてしている。それらを除いた業務執行については、グループ会社で定める職務権限規程に基づき、グループ会社が自主的に業務執行にあたる。

- ロ. 当社が定める予算管理規程は、連結業績管理を求めており、承認手続きを経てグループ会社の年度予算が執行され、進捗状況は当社取締役会へ定期的に報告される。
- ⑨ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社が定める行動規範、コンプライアンス規程、内部通報者保護規程、連絡窓口等はグループ会社に適用されており、グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が適切になされる体制としている。
 - ロ. 当社の内部監査の対象はグループ会社を含んでおり、グループ会社における職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- ⑩ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及びその独立性に関する体制
 - イ. 監査等委員会がその職務を補助する使用人の設置を求めた場合、監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議し、監査等委員会の業務補助のための専任スタッフを配置し、その人事については、監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議し決定する。
 - ロ. 監査等委員会を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、異動、懲戒、解雇については監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ハ. 監査等委員会を補助する使用人が監査等委員である取締役から指示を受けた場合は、その指示に基づき実行し、直接監査等委員会に報告するものとする。
- ⑪ 取締役、使用人の監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役、使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、また取締役、使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
 - ロ. 取締役、使用人は、監査等委員の監査に対する理解を深め、環境を整備するように努める。
また、監査等委員は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査等委員は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツからの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

二. 監査等委員は、コンプライアンス委員会及び各取締役に対して適宜必要な調査、報告等を要請することができる。

また、取締役又は使用人が開催する諸会議に適宜出席することができる。

- ⑫ 子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに報告を行う。
- ⑬ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、グループ全体を対象とした内部通報者保護規程、連絡窓口を設置しており、監査等委員会へ報告したことを理由として、報告者に対して不利な取扱いはない。
- ⑭ 監査等委員の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 監査等委員の職務の執行に必要な支出を年度予算として確保し、監査等委員会もしくは監査等委員の要請に沿って費用処理する。
 - ロ. 外部の専門家の活用や計画外の子会社往査等、予算編成時に想定できなかった事態が生じた場合、当該事態に係る費用は要請に基づき会社負担として処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査等委員会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 内部監査は、活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。
- ⑤ 大規模自然災害発生時における連絡体制及び初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,405,800	1,441,744	21,348,740	△188,944	24,007,340
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△268,215		△268,215
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			628,016		628,016
自 己 株 式 の 取 得				△810,061	△810,061
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	359,800	△810,061	△450,260
当 期 末 残 高	1,405,800	1,441,744	21,708,541	△999,005	23,557,079

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	43,127	31,360	74,487	24,081,828
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△268,215
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				628,016
自 己 株 式 の 取 得				△810,061
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	8	△3,716	△3,708	△3,708
当 期 変 動 額 合 計	8	△3,716	△3,708	△453,969
当 期 末 残 高	43,136	27,643	70,779	23,627,859

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ① 連結子会社の数 1社
- ② 連結子会社の名称 (株)アキタサトー商会

(2) 非連結子会社の状況

- ① 非連結子会社の名称 (株)サトー食肉サービス
(株)サトーサービス
(株)エフ・ピー・エス

- ② 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ① 持分法適用の非連結子会社の数 3社
- ② 会社の名称 (株)サトー食肉サービス
(株)サトーサービス
(株)エフ・ピー・エス

(2) 持分法を適用した関連会社の状況

- ① 持分法適用の関連会社の数 1社
- ② 会社の名称 (株)ジェフサ東北物流

(3) 持分法を適用していない関連会社の状況

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

・市場価格のない株式等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

③ リース資産

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

② 賞与引当金

償却原価法(定額法)を採用しております。

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 4年～15年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。
- ④ 災害損失引当金 2022年3月16日に発生した地震による被災資産の原状回復等に備えるため、今後支出が見込まれる損失見積額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 当社及び連結子会社では、卸売事業及び小売事業において、顧客に対して主に業務用などの食料品を販売しております。これらの商品の販売については、顧客が当該商品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断しており、具体的には顧客に商品が引き渡された時点で収益を認識しております。
- また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、センターフィー等を控除した金額で認識しております。なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を表示しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ・小規模企業等における簡便法の採用 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に累積的影響額はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性の判断)

1. 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 127,853千円

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社及び連結子会社は、計算書類と税務上の資産または負債の額に相違が発生する場合、将来減算一時差異に係る税効果について、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性については、将来の課税所得を合理的に見積り判断しており、この会計上の見積りは、主として、翌期以降の課税所得見込み(業績予想等)に基づいて行っております。

なお、当社及び連結子会社では、繰延税金資産の計算において定期的にグループ全体の予実差異の分析を行い業績の推移を確認しつつ、将来の課税所得など様々な予測・仮定に基づいて算出しておりますが、新型コロナウイルス感染症が当社及び連結子会社の将来収益に与える影響を客観的に予測することが困難であることから、業績の回復が上記の想定以上に長期間を要した場合には、繰延税金資産の取崩が発生し、次年度以降の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

5,340,294千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,152,640株	一株	一株	9,152,640株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	212,109株	600,040株	一株	812,149株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の公開買付け及び単元未満株式の買取請求によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月25日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 134,107千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月28日

2021年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 134,107千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月28日開催の第73回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 125,107千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、債券及び株式であり、債券及び株式は市場価格の変動リスクに晒されております。なお、債券には、デリバティブが組込まれている複合金融商品も含まれております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

運転資金の調達である短期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金の管理については、債権管理規程に従い、営業本部は営業担当者及び経理部の担当者と協力して、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を常時把握できる体制をとっております。

また、一部の取引先については債権保証サービスを利用し、信用リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、主に安全性の高い金融資産を対象としております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に格付状況等を把握しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の適正を図り、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額591,185千円)はその他有価証券に含まれておりません。また現金及び預金、受取手形及び売掛金、有価証券（うち譲渡性預金（連結貸借対照表計上額9,600,000千円））、支払手形及び買掛金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	4,910,327	4,835,849	△74,478
②その他有価証券	725,514	725,514	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	224,935	—	—	224,935
債券(仕組債)	—	—	500,578	500,578
計	224,935	—	500,578	725,514

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
債券(仕組債)	—	—	4,835,849	4,835,849

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券については、委託会社から提示された基準価格等によっており、インプットのレベルに基づきレベル3に分類しております。

③ 企業の評価プロセスの説明

当社は、金融商品の取引を行う経理部にて、時価の算定に関する方針手続きを定め、時価を算定しております。算定された時価については、算定に用いた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

また、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合は、社内で定めた時価の評価チェックリストにより、為替レートやクレジットスプレッドなどのインプット情報が算定日の状況を表しているかの確認や価格の時系列推移の分析など商品の性質に合わせた分析を実施し、入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであることについて検証しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当社は、卸売事業及び小売事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、主に食料品の販売であります。

また、各事業の売上高は、33,634,018千円及び5,217,582千円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,832円91銭
1株当たり当期純利益	71円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

特記事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
					別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 記 帳 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,405,800	1,441,680	64	1,441,744	186,710	13,670,000	112,856	5,737,847	19,707,413
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△268,215	△268,215
固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩							△223	223	-
当 期 純 利 益								559,134	559,134
自 己 株 式 の 取 得									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△223	291,142	290,918
当 期 末 残 高	1,405,800	1,441,680	64	1,441,744	186,710	13,670,000	112,632	6,028,989	19,998,331

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△188,944	22,366,013	43,144	43,144	22,409,157
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△268,215			△268,215
固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩		-			-
当 期 純 利 益		559,134			559,134
自 己 株 式 の 取 得	△810,061	△810,061			△810,061
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			24	24	24
当 期 変 動 額 合 計	△810,061	△519,142	24	24	△519,117
当 期 末 残 高	△999,005	21,846,870	43,169	43,169	21,890,040

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
- ② 子会社株式及び関連会社株式
- ③ その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
 - ・市場価格のない株式等

償却原価法（定額法）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
機械装置	6年～15年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該不足額を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額の全額を計上しております。

(5) 災害損失引当金

2022年3月16日に発生した地震による被災資産の原状回復等に備えるため、今後支出が見込まれる損失見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

連結計算書類「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に累積的影響額はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

連結計算書類「連結注記表(会計方針の変更に関する注記)(時価の算定に関する会計基準等の適用)」の内容と同一であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性の判断)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 108,644千円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1. の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)(繰延税金資産の回収可能性の判断)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,318,037千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	99,851千円
短期金銭債務	1,229,396千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	473,847千円
仕入高	490,656千円
営業取引以外の取引高	208,453千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	212,109株	600,040株	－株	812,149株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の公開買付け及び単元未満株式の買取請求によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	101,246
役員退職慰労引当金	63,477
未払事業税	11,823
未払法定福利費	16,292
減損損失	135,771
資産除去債務	14,600
災害損失引当金	24,403
その他	31,014
繰延税金資産小計	398,631
評価性引当額	△190,258
繰延税金資産合計	208,372
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立金	△49,662
前払年金費用	△25,409
その他有価証券評価差額金	△19,034
その他	△5,622
繰延税金負債合計	△99,728
繰延税金資産の純額	108,644

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）
2.収益を理解するための基礎となる情報」の内容と同一であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)アキタ サトー商会	20,000	業務用食品 卸売業	所有 直接 100.0	役員の兼任 3名	業務用食品の 販売	464,217	売掛金	92,980
						業務用食品の 仕入	22,354	買掛金	4,319
						不動産等の賃 貸	63,336	立替金	5,470
						指導料の受取	15,600	預り金	67,670
						利息の支払	2,549	短期借入金	850,000
その他の 関係 会社	(株)サトー 興産	47,000	その他	被所有 直接 (23.9)	役員の兼任 3名	自己株式の取 得	810,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 社内における見積り額を参考にして協議のうえ、決定しております。
2. 自己株式の取得については、2021年11月11日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により買付価格を普通株式1株につき1,350円にて行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,624円55銭
1株当たり当期純利益	63円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

特記事項はありません。